

総務

佐賀市犯罪被害者等支援条例

〔質問〕 犯罪被害者等の定義の中で、家族または遺族の範囲はどこまでなのか。

〔答弁〕 犯罪に遭った方が亡くなった場合は遺族、それ以外の場合を家族とし、遺族見舞金の支給範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹までとしている。

〔質問〕 第14条において犯罪被害者等と加害者との間に親族関係がある場合は支援を

行わないことができるがあるが、DV等の場合も支援をしないのか。

〔答弁〕 親族関係がある場合や、犯罪被害者等が当該犯罪に大きく加担した場合などは、原則支援を行わないこととしているが、保護命令が出ている場合のDV被害者等については支援の対象となる。

〔質問〕 警察からの情報提供の内容等について、具体的に決まっているのか。

〔答弁〕 見舞金を支給する場合に警察に照会を行う予定だが、被害申告内容と被害届に相違がないか、また、見舞金支給の対象

か否かなどについて回答をもらうこととしている。

〔質問〕 犯罪被害者等に対する支援内容は具体的に決まっているのか。

〔答弁〕 新設する見舞金を除いては、既存のサービスを提供することとしている。今後、運用していく中で必要となるサービスが出てきた際には、他市の状況等を見ながら支援の充実も検討していきたい。

〔意見〕 先進地では、具体的な取り組みを実施しているので、引き続き検討をしていただきたい。また、相談については、最後

まで寄り添うことが重要であり、警察や裁判所、医療機関などへの付き添いについても早急に体制を整えていただきたい。

〔審査結果〕

全ての議案について、原案を可決すべきものと決定。

常任委員会（決算以外の審査）

文教福祉

一般会計補正予算中、地域課題相談支援体制整備事業

〔説明〕 市民に身近な圏域において、市民が地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築することを支援する事業で、社会福祉協議会に委託し、専任のCSW^{※2}を2名配置。

〔質問〕 国が実施するモデル事業とのことだが、実施期間と期間終了後の扱いは。

〔答弁〕 期間は決まっていないが、2、3

年続くと考えている。終了後は、社会福祉協議会で継続していただくと考えている。

〔質問〕 対象校区以外はどうするのか。

〔答弁〕 平成28年度に配置していた9校区と今回の10校区は旧佐賀市である。旧佐賀市以外は社会福祉協議会の支所があり、専任の職員が配置されていたため体制が異なっているが、事業の検証を行った後、市全体への配置を検討していく。

〔質問〕 現状の制度では対応できない課題に対し、新たな仕組みで解決を図ることだが、具体的にはどういうことか。

〔答弁〕 ごみ出しや買い物のサポートなど、地域が必要とされているが、公的サービスでは対応が難しいことについて、模索して検討してもらおう。

〔質問〕 選ばれ方とフォロー体制は。

〔答弁〕 既に社会福祉協議会に配置されている職員で、長期の経験を有し、社会福祉主事の資格を持つ方である。CSWでの問題解決が困難な場合は、様々な機関と関わる福祉まるごと相談窓口の推進員と連携して対応する。

〔質問〕 社会福祉協議会への委託ということ

とで、実績の判断が難しいと思う。報告等はそのようなものか。

〔答弁〕 相談内容や件数、解決件数などの区割りを設け、月ごとに報告してもらおう。

〔審査結果〕

全ての議案について、原案を可決すべきものと決定。



※2 CSW(コミュニティソーシャルワーカー) : 日常的に地域の状況を把握し、地域の福祉的課題解決やより良い地域社会づくりに向けた活動を支援し、地域の力や関係者のネットワークで解決を進める役割を担う。

経済産業

佐賀市大隈記念館条例の一部を 改正する条例

〔説明〕 大隈記念館は大隈重信の功績などを顕彰する施設だが、現在の大隈記念館という呼び名では、観光客などにはわかりにくいとの声がある。また、来年度は明治維新150年の記念行事などでこれまで以上に注目が集まることが期待できるため、名称を大隈記念館から大隈重信記念館に改称する。

〔質問〕 早稲田大学に大隈記念館のPRを行ったことはあるのか。

〔答弁〕 早稲田大学とは緊密な連携を図っており、大学で開催されている稲門祭などの行事の際に大隈記念館のPRを行っている。また、大隈記念館で開催する企画展は、毎回早稲田大学の協力を得ながら実施している。



大隈重信記念館

〔質問〕 サインやプレートなどについても、ほかの課と連携しながら今後改めていくという認識でよいか。

〔答弁〕 調べたところ、現在、道路標識やサインなどが市内に6ヶ所あった。それら

についても、できることから順次変更を行っていきたい。

〔質問〕 名称の変更に伴い、経費が発生するののか。

〔答弁〕 名称の変更そのものに関して経費が発生することはないが、パンフレットやサインの変更についてはそれぞれ経費が発生する。来年は明治維新150年の記念行事があることから、パンフレット等については、順次変更を行うなど、できるだけ早めに取り組んでいきたいと考えている。

一般会計補正予算中、 農地・農業用施設災害復旧事業

〔審査結果〕 全ての議案について、原案を可決すべきものと決定。

常任委員会（決算以外の審査）

建設環境

財産の取得について

〔説明〕 本議案は、藻類培養のための事業用地を整備するため、佐賀市清掃工場の北側に隣接する民有地、約20万平方メートルを取得するものである。

〔質問〕 取得後は造成し、企業に売却することになるが、契約や協定などは締結しているか。造成後に必ず買い取るという担保は取れているか。

〔答弁〕 契約については、用地を買収し基

整備を行うって、売却する際に締結することとなる。ただし、企業からは実印の押印及び印鑑登録証明書を添付した上で、土地の購入の申し出をいただいている。

〔質問〕 企業に売却する際、市が負担する土地の購入費や造成に係る経費と、企業に売却する金額について、差額は生じないという理解でよいか。

〔答弁〕 差額は生じないと考えている。

一般会計補正予算中、 金立花久保線道路整備事業

〔質問〕 県道取りつけ区間を除く全線30

0区間において実施することとしていた舗装工事を、翌年度以降に実施することとした理由は。

〔答弁〕 国からの交付金の減額によるものであるが、最終的にどの事業に交付金を振り分けるかは、事業の進捗等を考慮し、調整している。

今回については、植木橋木角線の道路整備事業における用地関係の進捗が進んだことから、相手に迷惑をかけないよう優先的に配分し、金立花久保線の舗装工事を来年度以降に実施するという調整を行っている。交付金をどの整備事業に配分するかの調

〔質問〕 大和、富士、三瀬の被災状況はどのようにして把握するののか。

〔答弁〕 地元へ要請は行っているが、農地は基本的に個人が管理されているため、農家から北部建設事務所へ連絡が入ることとなる。その後、市が現場確認を行い、災害査定を受け、採択となる。

〔質問〕 南部地域の被災状況はどのようにして把握するののか。

〔答弁〕 南部地域はクリークの法面崩壊が想定され、圃場整備地区内の災害であれば、維持管理を行っている土地改良区から市に連絡が入ることとなる。同時に市職員によるパトロールも行っている。

〔意見〕 金立花久保線は、つながっていない区間があり、早く開通してほしいという地元の思いがある。舗装工事が延期されることについては、地域の自治会等が納得されるように、きちんと説明するようお願いしたい。

〔審査結果〕 全ての議案について、原案を可決すべきものと決定。



常任委員会

建設環境所管事務調査報告

下水浄化センター エネルギー創出事業 (バイオマス事業)

当委員会では、下水浄化センターエネルギー創出事業（バイオマス事業）について、平成28年6月24日からこれまで、10回にわたる委員会を開催し調査を行い、次のとおり調査結果をまとめた。

事業効果の整理について

バイオマス資源の受け入れ計画では、市内の民間企業からの受け入れのほか、衛生センターや特定環境保全公共下水道施設等の公共施設から、未処理の汚泥を有効な資源として受け入れるものである。一方で、この計画ではそれぞれの施設で現在行っている汚泥処理を縮小することとなることから、費用等を含めた施設運営の今後のあり方に直結する問題でもある。そのため、本事業の効果としての衛生センター等の公共施設の経費の削減効果はもとより、今後の改築・更新計画や新たに敷設する専用管の経費等を含めた衛生センター等の運営のあり方の全体像について整理を行い、早期に議会へ報告するべきである。

バイオマス資源供給元との協定 締結について

本事業はバイオマス資源の確実な供給があつて成り立つものであり、そのため、バイオマス資源の供給元の企業とは着実に交渉を重ね、早期にバイオマス資源の供給に関する協定を締結すべきである。

藻類関連企業との進出協定の 締結について

多額の費用を負担し施設整備を行っても、それを利用する企業がなければ、その利益は市民に還元されない。また市民からも、佐賀市が多額の費用を負担することに不安の声が聞こえている。このため、藻類関連企業と着実に信頼関係を築き、進出協定に向けた交渉を加速させ、早期に藻類関連企業との進出協定の締結を行うべきである。

事業進捗の議会への報告について

事業計画やその進捗は、今後予算議案を審議する上での基礎となるものであり、また本事業については市民の関心も高いため、事業計画を見直す場合はもちろん、事業の進捗に合わせて適宜、議会にその事実を知らせ、内容を説明するべきである。

特別委員会

調査報告（最終）

TPPの本市農業 への影響等に関する 調査特別委員会

本委員会は平成27年12月17日にTPPの本市農業への影響等に関する諸種調査を付託案件として設置され、TPPの動向等の現状把握を行い、想定される本市農業に与える影響等について、これまで参考人招致を含む10回の委員会を開催し、鋭意調査研究を重ねてきた。

その結果、本委員会がまとめた留意すべき点として、次の2点を提言する。

TPPの今後の動向について

TPP協定発効のためには、加盟する12カ国の総GDPの85%以上を占める6カ国以上が国内手続きを終える必要があったが、全体のGDPの60%を占めるアメリカが、本年1月にTPPからの脱退を表明し、12カ国によるTPP協定の発効のめどが立たなくなった。そのような中、本年7月に開催されたTPP高級事務レベル合合におい

て、アメリカを除く11カ国でTPPを早期に発効させるための方策について具体的な検討が行われ、11月のAPEC首脳会合に向けて、スピード感をもって議論を進めていくとの共通認識が図られたところである。TPPの今後の動向は依然として不透明な部分が多く残るところであるが、今後、アメリカを除く11カ国によるTPP協定発効に向けた動きが加速していくことが考えられることから、本市においても今後のTPPの動向を注視し、相応の対応を行うっていくことが必要であると考える。

本市農業の課題について

本委員会においてTPPによる本市農業への影響等を調査していく中で、中山間地域等における後継者不足や耕作放棄地の拡大等の懸念、農業に係る試験・研究機能の必要性など、本市農業が抱えるさまざまな課題が明らかとなった。これらの課題解決に取り組むことは、TPP協定の発効いかににかかわらず、本市農業の振興を図る上で非常に重要であることから、執行部において所要の措置を講じていくことが必要であると考える。

特別委員会

調査報告（最終）

自衛隊等の佐賀空港 利用に関する調査 特別委員会

平成26年7月に国から佐賀空港にオスプレイ17機と目達原駐屯地のヘリ約50機を配備し、空港を整備する施設を米軍の訓練移転等に活用させてほしいとの要請が県にあった。この要請には不明な点も多く、本市への影響等も大きいことから、これを調査するため同年10月3日に本委員会が設置され、これまでに33回の委員会を開催し、自衛隊関連施設等の視察を行った。

公害防止協定書及び 市議会の決議

自衛隊等の佐賀空港利用が①県と地元8漁協との間で締結された「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」②本市議会において議決した「米軍普天間飛行場の佐賀空港への移設に反対する決議」に照らして問題がないか、協議を行い、次の結論に達した。

①協定の覚書付属資料に「自衛隊と共用する考えをもっていない」との一文に続き記載されている「また、自衛隊との共用は空港の運営変更になることであり、当然に『事前協議』の対象となるものであると考える」という一文について解釈が分かれた。一つは、「自衛隊と共用する考えをもっていない」とする前段の一文は、この協定の根幹で、これに続く一文で自衛隊との共用をあり得るとするものではないとの解釈が示された。一方、前段の一文にあえて続けているというところは、自衛隊との共用は原則考えないが、特段の事情で国等から要請があれば、協議には応じるとするもので、自衛隊との共用について再考することを完全に否定していないとの解釈が示された。

②この決議が「佐賀空港の自衛隊との共用」にも反対とするものなのかについて解釈が分かれた。一つは、米軍普天間飛行場の佐賀空港への移設に反対したもので、自衛隊との共用に反対するものではないとの解釈が示された。一方、決議に自衛隊との共用の考えはないとする公害防止協定書の覚書付属資料から引用した一文や、軍事施設の移転候補地となることと自身が理解できないとする一文があり、自衛隊との共用にも反対するものであるとの解釈が示された。

①②それぞれ2つずつの解釈について協議を重ねたが、委員個々の考え方の問題であり、解釈の一本化は難しく、また、委員会として解釈を一本化する必要性が乏しかったため、それぞれの解釈を委員会として確認するとどめた。また、②については本市議会みずからが全会一致で議決した重いものであることを確認した。

市民意向調査及び 情報収集について

市民等の意見を聴取するに当たっては、地元や関係団体を対象とするのではなく、広く市民を対象とするのが妥当との判断から、コスト、迅速性にすぐれる本市のeさがモニター制度を活用した。これに加え、九州防衛局から地元説明会等の状況について随時報告を受けた。

また、自衛隊関連施設や訓練、ヘリコプター及びオスプレイのデモフライト等の視察を通



H27.4.27 防衛省 参考人招致の様子

じて、ヘリコプターやオスプレイの風圧や音、振動等を実際に体感するなど、騒音の影響について調査したほか、防衛省から参考人を招致し、意見聴取を行うとともに、執行部からの報告等をもとに各方面から情報収集を行った。

おわりに

約3年にわたって自衛隊等の佐賀空港利用に関して諸種調査をする中で、市民からは、国防や災害対応の観点等から国に協力し、要請受け入れを求める声がある一方、さらなる情報を求める声、自衛隊の佐賀空港利用自体認めないとの声もある。また、オスプレイの安全性について、国は問題ないとしているが、普天間飛行場のオスプレイの事故やトラブルの報道が相次いでいることから、市民の不安は依然として残っており、佐賀県有明海漁協や、計画予定地の地権者等からは理解を得られていない。さらに、複数機が飛行した際の騒音や低空飛行訓練区域の状況等はいまだ実証されていない。このような状況を踏まえると、本市議会としては、今後も情報収集に努め、国に対し適切な対応を求めていく必要がある。